

移住支援事業・マッチング支援事業実施要領

(趣旨)

第1 宮城県と県内全市町村が共同して実施する移住支援事業・マッチング支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

(事業の実施)

第2 宮城県地方創生総合戦略及び県内の市町村の市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、宮城県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、宮城県と県内全市町村が共同して、移住支援事業・マッチング支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

第3 移住支援事業・マッチング支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、宮城県と県内全市町村が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、地方創生推進交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町村の協力を得て、宮城県が代表して行うものとする。

(各事業の概要)

第4 移住支援事業、マッチング支援事業の概要は、以下のとおりである。

1 移住支援事業

宮城県が行うマッチング支援事業又は起業支援事業と連携し、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から移住して就業又は起業しようとする者が転居・就業又は起業・定着に至った場合に、宮城県と居住地の市町村が協働して移住支援金を給付する。

2 マッチング支援事業

宮城県が、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイト「みやぎ移住ガイド」を運営する（職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業）とともに、市町村や経済団体等の協力を得て選定した中小企業等に、求人広告の作成支援と当該求人広告のサイトへの掲載を行う。

(移住支援事業及びマッチング支援事業)

第5 移住支援事業及びマッチング支援事業は、次のとおり実施する。

1 移住支援事業

宮城県は、事業の制度設計・全体管理、地方創生推進交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町村は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、市町

村が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

市町村は、①に定める要件を満たす者のうち、②又は③の要件を満たす就職又は起業をした者の申請に基づき、④に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあつては100万円、単身の場合にあつては60万円の移住支援金を支給する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。世帯の申請をする場合は(エ)にも該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- a 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であつて移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 宮城県に転入したこと。
- b 交付金の交付決定がされた後であつて、宮城県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- d 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a みやぎ移住サポートセンターの登録者であること。
- b 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- c 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有するこ

と。

d その他申請者の居住する市町村及び宮城県が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(エ) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

b 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

c 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。

d 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

e 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

② 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイト（宮城県は「みやぎ移住ガイド」）に掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて2(1)①に示す対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

③ 起業に関する要件

地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して都道府県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

④ 申請・支給方法

(ア) 申請

移住支援金の申請者は、申請書（様式1-1）、移住先の就業先の就業証明書（様式1-2）及び本人確認書類に加え、上記①の要件を満たし、かつ②又は③の要件に該当することを証する書類を移住先の市町村に提出する。

(イ) 支給方法

市町村は、(ア)の申請が上記①の要件を満たし、かつ②又は③の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書(様式1-3)を交付し、移住支援金を支給するものとする。

(2) 移住支援金の返還

移住支援金支給市町村は、移住支援金受給者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして宮城県及び移住支援金支給市町村が認めた場合はこの限りではない。

また、宮城県内での移動であって、移住支援金支給市町村が認めた場合には、返還を求めないものとする。ただし、以下の県内統一のルールに基づいて債権管理及び回収を行うものとする。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

③ 債権の管理及び回収方法

(ア) 移住支援金受給者が移住支援金支給市町村から県内の別の市町村へ転出する場合には、移住支援金支給市町村は移住支援金受給者に関する情報について、速やかに転出先市町村及び宮城県に共有する。

(イ) 転出先市町村は、移住支援金受給者が転入した場合には、移住支援金支給市町村に情報共有するとともに、移住支援金受給者である旨を適切に管理する。

(ウ) 転出先市町村から更に県内の別の市町村へ転出する場合は、転出先市町村は移住支援金支給市町村に情報共有する。

(エ) 移住支援金支給市町村は、県内の別の市町村へ転出した場合も引き続き債権の管理を行い、宮城県内で複数回の移動の後に最終的に宮城県外に転出した場合の債権回収は、移住支援金支給市町村が行う。

(3) 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、移住支援金の申請情報、移住支援金受給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに宮城県に共有することとする。また、宮城県は、起業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町村に共有することとする。

2 マッチング支援事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

宮城県は、①に定める要件を満たす移住支援金の対象法人の求人情報を掲載する等のため、みやぎ移住ガイドの開設及び運営を行う。

① 支援金対象法人の共通要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 地域産業の高付加価値化と人材育成・確保を合わせて進める分野（①製造業、②農林水産業、③宿泊業、④情報通信業、⑤医療・福祉）で別添産業分類に位置づけられる法人又は市町村が地域の担い手として重要と考える産業分野の法人であること。

(イ) 官公庁等でないこと。

(ウ) 資本金 10 億円以上の法人でないこと。

(エ) みなし大企業でないこと。

(オ) 本社所在地が東京圏以外の地域又は条件不利地域にある法人であること。

(カ) 雇用保険の適用事業主であること。

(キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(ク) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

(2) 移住支援金の対象法人の登録

① 申請

移住支援金の対象法人の登録申請者は、申請書（様式 2-1）及び宮城県が発注するみやぎ I J U ターン就職支援オフィス運営業務の受注者が定める移住支援金対象求人の申込書を宮城県内の本社・本店が所在する市町村に提出する。

② 推薦

①の申請を受けた市町村は、当該申請が（1）①の要件に該当するかどうかを確認した上で申請を受理し、推薦書（様式 2-2）により宮城県に推薦する。

③ 登録

宮城県は、②の推薦があった①の申請が（1）①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

④ 通知

宮城県は、移住支援金の対象法人の登録の可否について②の推薦をした市町村に通知し、通知を受けた市町村は①の申請をした者に通知するものとする。

(3) 効果的な求人広告の作成支援

宮城県は、移住支援金の対象法人が効果的な求人広告をみやぎ移住ガイドに掲載できるよう、求人広告作成の支援を行う。

(4) 登録企業、掲載求人情報に係る情報共有

宮城県は、マッチング支援における対象法人及び掲載求人情報について、市町村に共有することとする。

(財源の負担割合)

第6 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5の1に定める移住支援事業

(1) 移住支援金

移住支援金の地方負担については、宮城県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、宮城県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国から地方創生推進交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

(2) 移住支援金の支給に係る事務経費

移住支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、宮城県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、宮城県は、当該2分の1に相当する額に、市町村の移住支援金の支給に係る事務経費に充てるために国から地方創生推進交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

2 第5の2に定めるマッチング支援事業

事業費の地方負担については、宮城県が負担する。

(協力)

第7 宮城県と市町村は、移住支援事業・マッチング支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第8 この要領に定めるもののほか、移住支援事業・マッチング支援事業の実施に必要な事項は、宮城県と県内市町村が協議して定める。

附 則

1 この要領は、2019年4月1日から実施する。

2 2019年度に限り、第5の1(1)②(イ)中「「マッチングサイト」に掲載している求人」とあるのは「「マッチングサイト」(「マッチングサイト」に上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載される前にあっては、都道府県のサイトに掲載している求人)、同(オ)中「「マッチングサイト」に上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日」とあるのは「「マッチングサイト」(「マッチングサイト」に上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載される前にあっては、都道府県のサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日」と読み替えるものとする。

(別添)
産業分類

(様式)

- 様式 1 : 移住支援金支給要綱 (ひな型)
- 様式 1-1 : 移住支援金交付申請書 (ひな型)
- 様式 1-2 : 就業証明書 (移住支援金の申請用) (ひな型)
- 様式 1-3 : 交付決定通知書 (ひな型)
- 様式 1-4 : 移住支援金返還免除申請書 (ひな型)
- 様式 1-5 : 移住支援金返還免除可否決定通知書 (ひな型)
- 様式 1-6 : 住所変更届 (ひな型)
- 様式 1-7 : 返還命令 (ひな型)
- 様式 2-1 : マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録申請書
- 様式 2-2 : マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る推薦について